

白井市障害者計画等策定委員会平成 27 年度第 10 回会議 会議要録

1. **開催日時** 平成 27 年 11 月 16 日（月） 午後 2 時 00 分より
2. **開催場所** 保健福祉センター 2 階 研修室
3. **出席者** 竹原委員、林委員、吉田委員、亀山委員、黒澤委員、福岡委員、中村委員、梨本委員、宮沢委員、鶴岡委員、松本委員、上野委員、吉武委員、高柳委員
4. **欠席者** 1 名（堀切委員）
5. **事務局** 岡本課長、日野 國松
6. **傍聴者** 0 名
7. **議 題**
 - ①「第 9 回策定委員会 会議要録」について
 - ②障害者計画（素案）について
 - ③その他

8. 資 料

- ① 白井市障害者計画等策定委員会平成 27 年度第 9 回会議 会議要録（資料 1）
- ② 白井市障害者計画（素案）に対する意見（資料 2）
- ③ 第 11 回策定委員会開催日程の変更について（資料 3）

9. 議 事

◇開 会（事務局より）

◇事務局からの報告事

- ・出席者および配付資料の確認

◇第 10 回白井市障害者計画等策定委員会

1 委員長あいさつ

- ・竹原委員長からあいさつがあった。〔大要〕

本日は今年最後ということで、最終的に素案を確認頂くことになっておりますので、是非積極的にご意見をいただければと思います。また、障害福祉計画も来年で 2 年目に入り、事務局は予算編成に入っているところですので、第 4 期の障害福祉計画については P D C A サイクルにありますように、予算に反映させていただきたいと思っております。それでは本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

2 議題

(1)「第 9 回策定委員会 会議要録」について

・ 事務局より資料1の説明があった。

委員長 前回の会議要録ということで、欠席の人数について訂正の報告が事務局からありましたが、それ以外に委員の皆様方でお気づきの点がありましたらいただきたいと思います。もしご意見がなければ、これを以って情報公開をさせていただくということによろしいでしょうか。

委員 (承認)

委員長 では、議題1につきましてはこれで終了させていただきます。

(2) 白井市障害者計画(素案)に対する意見

・ 事務局より資料2について説明があった。

委員長 ただいま事務局の方から、白井市障害者計画(素案)について説明頂きました。

委員 新しく用語の説明を加えられて全体で約60ページ、全部丁寧に読ませて頂きました。今ご説明にあったようにあちこちに手を加えられて、私は結構だと思っています。しかし、今回、法律に関係する部分や文言以外で「障害」を「障がい」表記に統一したわけですが、何か所かまだ混在しているところがありました。それを全部メモしたものを後程事務局に提出しますのでご確認ください。また、59ページの「(2) 推進体制の確立」の下から2行目、「市社会福祉障がい福祉班の充実・強化を図って保健・医療・福祉の連携体制を強化し、サービスの総合的かつ効果的な提供に努めます」についてです。これを本当にやる決意があるのだったらとても良いけれども、恐らくこれは無理でしょう。そこまでは決意をされていないのであれば、これは書き過ぎだと思います。それから、ここで資料が終わりというのは惜しいと思います。例えばこういうアンケート調査をしたなど、計画の策定経過を時系列に沿ってまとめた資料が必要だと思います。

委員長 非常に細かい点のご指摘も含めて、ありがとうございます。今推進体制のところでご質問頂きましたけれども、何か事務局の方で、59ページのところを中心にありますか。

事務局 委員ご指摘の通り、ここの部分はそこまでの覚悟があって書いているのかと問われると返事がしづらいところでもありますので、表現をもう一度検討させて頂ければと思います。あと、資料につきましてはご指摘のとおり、今回は間に合わなかったのですが、今後、名簿や策定経過等を掲載する予定でございます。

委員 今の件についてなのですが、この文章ではとにかく今の障がい福祉班の体制を少しでも充実強化をするということについて触れているだけなので、私はこの程度の表現であれば原案で良いのではないかと思います。

委員 私はやはり推進体制では、どこが推進やマネジメントをするのかなど、はっきり示してもらわないと、今までの経験からうやむやになる可能性があると思っています。それともう一つ、進行管理のところ自立支援協議会による評価というのがあ

るのですが、実際、今までの自立支援協議会では評価ができていなかったのです。これは本当に大事なことなので、こういうところは自立支援協議会の中で部会を作ってやるぐらいのことを、ここに書けないにしても、それぐらいやらないといけません。ここは書き方が変えられるのなら、もう少し明確に書いてもらいたいと思います。

委員長 今の59ページの「(2) 推進体制の確立」ということで、「障がい福祉班の充実・強化を図って」というところをこのまま残しても良いのではないかというご意見、それからきちんとどこがやるというのを明記しても良いのではないかというようなご意見も出されましたが、何か事務局の方でコメントはありますか。

事務局 去年、障がい福祉班は担当でやらせて頂いたのですが、今年もやはり絶対数、職員が少ないというは実感をしているところでございます。職員増を要望はしているのですが、各課もみんなそういう状況であり、限られた人数で白井市の行政を進めていくということなので、当初はそういった意気込みで充実を図りたいとこのことを文章にさせて頂いたところでございます。今、委員からご意見のありました、どの課が中心となって推進するかについては、当然社会福祉課が中心となって進めていく計画であると考えております。また、進行管理につきましては、先ほどご意見がありましたとおり、なかなかうまくいっていなかったということは確かにあります。その進行管理をどのような方向でやっていけば良いのかという点については、各担当課にそれぞれの事業ごとにシートを作成してもらって、それを委員会の中で確認・検討する形で進行管理をやっていけるのではないかと考えています。今回の計画においては、このような表記でパブコメに出させて頂きたいと考えているところでございます。

委員 障がい福祉班がマネジメントするということだが、政策委員会などと言ったか、できたものを見てもらうところがあるわけでしょう。

事務局 はい。

委員 そういう委員会が一つ設置されているなら、そこできちんとチェックすればよいと思います。行政だけでやるのかどうかは別として、全庁的な会議があつて、そこで進行管理、チェックをしていくことができるとしたら、それが一番望ましいことだと思います。ただ、もう一つそういう権威のある組織を作るとするのは大変だと思いますけれども。

事務局 進行管理という部分が計画を作った後の最大の課題になります。現状まだ具体的な方策には考えが及んでいないところなのですけれども、今頂いたご意見を参考に、確実に進行管理の方は進めていきたいとは思っているところでございます。

委員 今回25～26ページで重点施策を整理されているが、どういう基準や視点で、この重点施策を選ばれたのかについてご説明頂けますか。

事務局 この計画は28年度からの10年間という長いスパンの計画になっています。現在相談支援というのが十分ではないというご意見を頂いておりますので、そこについては最初に力を入れていくべき項目であると考え重点施策としました。また、「②地域生活整備」については、障がい福祉においては障がい者の人が地域で生活

をし続けて頂くための施設の整備が必要であります。現在では障がい福祉サービスの事業者が徐々に増えてはきている状況ではありますが、引き続き力を入れていくべき項目です。それから「③地域生活支援拠点等の整備」については、これは4期の障害福祉計画にもありましたとおり、29年度までに何とかやっていきたいと思っておりますので、当然障害者計画でも掲載させて頂いているところでございます。「④防災対策の推進」についても力を入れていきたいと思っており、今度の10年間で特に力を入れて進めていきたいと考えているのがこの4点ということでございます。

委員 それに関してなのですが、「②地域生活基盤の整備の推進」の【居住環境の整備】については、既にグループホームの新規開設等への補助制度ができていて、それを継続支援していくという方向で良いと思うのですが、【サービス事業者の市内参入施策の促進】では、日中活動系サービス等提供事業者の市内への参入促進については、表現が「支援内容の検討・研究を進める」となっていますが、重点施策に書くのであればもう一步踏み込んで、できるだけ早期に成案が得られるように努めるとか、それくらいは言ってほしいと思います。単に研究しますというのでは非常に弱いと思います。

事務局 おっしゃるとおりだと思います。現時点では調査・研究から一步進んだ形というのは厳しいですが、やはり障がい者サービスというのはこれからもどんどん増えていくだろうと思っておりますので、それに対応できるような形で進めていきたいと考えているところでございます。表現はどのようにしたらよろしいでしょうか。

委員 今のところ、まだこれから検討していくということでしょうから、表現するとしても決意表明的なものになってしまうと思うのです。要は、もう少し積極的に踏み込んだ表現にしてほしいのです。

事務局 そういった形で文章を考えてみたいと思います。

委員 本当に支援内容について行政の方で検討・研究をして頂くと、例えば精神の方では日中活動系がいかに運営が大変とかということが分かってくると思うので、その結果を施策に活かしてもらったのなら、それは大いにやってほしいと思っています。

委員長 今のご意見も含めて、事務局の方で改めてご検討頂けるということによろしいですか。

事務局 はい。どういった支援なのかという部分、支援内容の検討からという形にはなってしまおうと思うのですけれども、それについてはやはり大きな課題だと思っています。限られた財源と人員でどういった支援ができるのかという形の検討になるかと思いますが、そこら辺については何とか前向きな表現にしていければと思います。今後10年間を目標とする計画になりますので、その中で最低限のところは載せておくべきだと思っています。具体の部分については、障がい福祉計画がどういうふうに動いていくかが関わってくると思いますし、中間点で見直しをする予定なのでその時点でもう一度検証をさせて頂くことになろうかと思っています。

委員 26ページの「④防災対策の推進」の「市の地域防災計画を基本として、障がい

あることなどで災害時に不安を抱えている人への対応が速やかに行えるよう、体制づくりや訓練などを実施します」という記載についてです。障がい者、高齢者、特に障がい者ですが、10年ぐらい前から、市の安全委員会の方に防災訓練の際はそういうことを頭に入れてきちんとやってほしいと言っているにもかかわらず全然変わっていないのです。一步も進んでいません。逆にマイナスになっていることもあります。と言うのは、11月1日に防災訓練がありました。これまでボランティア連絡協議会は30年近くこの防災訓練に参加しており、そのときに手話通訳は必ず付いていたのです。でも3年ぐらい前から、市民安全課より防災訓練にあたっての手話通訳は必要ないと言われていました。聞こえない人がいらっしゃったときにどういう手段を取るのですかと言ったら、筆記でやりますと言われていたのです。その場に筆記具があれば良いのですが、なかったらどうするのかと思っただけ、訓練だから通訳は要りませんということだったのですが、訓練の時だからこそ必要だと思っています。もう少し市民安全課の方も意識を高めてほしいと思います。今まで10年間何も変わらなかったのが、今後10年間でこれが改善されるか、ものすごく不安です。

委員長 ありがとうございます。ご意見ごもっともな気がします。災害時には全ての人に災害が起こっているという情報をきちんと伝えることが重要で、誰に伝えるのかということを含めて訓練の目的だと思います。今の委員のお話を踏まえて、事務局の方でもこの10年間のスパンの中で具体的に取り組みが進むような内容をご検討頂きたいと思います。

事務局 防災については、災害弱者に方への情報発信や避難所については地域防災計画が主となるのですが、今のところまだ具体的な話にはなっていないという状況です。ただそうは言っても、やはり障がい者計画ですので、ここでは障がい者に対する防災については当然考えていくべきだと思います。また、企画政策課では、5次の基本計画を頂点にして、今まで個別で動いていた計画を何とか横に繋げていきたいという思いで、計画自体の大きな考え方を変換をしていくという話を聞いています。その関係もありますので、災害弱者についても高齢者は高齢者の計画、障がい者は障がい者の計画でそれぞれ考えていくべきものだと思っています。それがうまく担当課と調整ができて具体的な方向に及んでいければ良いだろうと思っています。

委員 整合性を持たせて頂ければありがたいです。

委員 「④防災対策の推進」に「避難行動要支援者名簿を整備します」とありますが、確かこの行動要支援者名簿については、他の自治体においては26年の4月の時点で既に、支援をする人、例えば具体的には我々民生委員等に、そういう名簿が配られているところがあります。厚労省からもそのような体制づくりをするよう言われていたかと思うのですが、白井市で名簿が既にできていてそれを整備していくのか、それとも今から作成を始めるのでしょうか。

事務局 この避難行動要支援者名簿というのは、市民安全課の方ではまだできていないというのが現状です。避難支援が必要であろうという人のピックアップは済んでいる

のですが、本人の確認を取ることが難しく避難要支援者名簿としてはまだ整っていないと聞いていますが、全体的な地域防災計画の中でこの名簿を作るのだと言った時点で速やかにできるような形で課としては準備をしていかないといけないと思っています。

委員 既にこういうことができていく自治体もたくさんあると思います。災害は明日起きてもおかしくないことなので、白井市でも早急に名簿の整備は必要だと思います。

事務局 そのとおりだと思いますので、なるべく早くということで担当課の方に話をさせていただきたいと思います。

委員 45 ページの「障がい者雇用への理解の促進」、「連携の推進・強化」について、前計画と同じく商工振興課が所管課として書いてありますが、今まで実現はしていないと思うのです。ずっと引きずっていることを同じ形で書いているのは、本当に実現すると思って書いているのか、とりあえず書いてあるのかと、信頼性に疑問を感じます。また、36 ページの「指定障害福祉サービスの推進」とありますが、「指定障害福祉」というのが何であるかというのは一般の人には分かりづらいと思いますので、用語集に載せていただくと良いかと思います。前の 35 ページを見ても、この指定障害福祉サービスという言葉は図の中に出てこないと思うのです。それから、30 ページで「基幹相談支援センターの設置」という施策がありますが、質問のところで具体的な内容を訊きましたが、まだ分からない、国の指示に基づいて記載したという回答でした。内容が確定しないのに 28 年度中に設置することができるのでしょうか。それからその次の「健康管理等訪問相談体制の充実」について、保健師等が障がいのある人や、その自宅を訪問したり、市内の事業所等を訪問してくださるといことなのですが、「等」というと、保健師の他はどういう人なのか。行政の人が来るということなのか、それとも行政から委託された専門の人も来るということですか。実際、うちの事業所ではこちらから歯科医療や成人病について話してくださいとお願いしたときは来ていただきましたけど、積極的に訪問されたことはまだ一度もありません。保健師さんだけがやるのだとしたら、社会福祉課の保健師だけでは絶対に回りきらないと思います。

事務局 「障がい者雇用への理解の促進」と「連携の推進・強化」の担当課が商工振興課になっているということなのですが、やはり一般の企業に対して理解・促進してもらうためにチラシを配布したりするのは商工の担当になるので、商工振興課の名前が入っております。障害福祉班から一般の企業に対して文書等は配布できない。

委員 それは分かりますが、商工振興課はここに書かれていることを意識しているのか、自覚しているのかということです。毎回記載しているけれどほぼ何も動いていないということは、こっちで勝手に書いていて、向こうとしては知らなかったということなのではないですか。他にも社会福祉課総務課以外が担当課である施策がありますが、皆、確認されているのでしょうか。

事務局 各担当課には内容を添削してもらっていますし、意見を出してほしい旨も伝えていきます。施策がうまく動いていない点については、これからの進行管理が大事にな

っていくということになるかと思えます。そういう中でどういうふうにやっていくのか、例えば商工だけなのか、商工と担当である社会福祉課と一緒に何か良い手立てがないのか考えていくのかということも含めて、進行管理をしっかりとしていきたいとは思っています。

事務局 36 ページの「指定障害福祉サービスの推進」の「指定」なのですが、障害者総合支援法で定められている市町村が行う福祉サービスのうち、「介護給付」、「訓練等給付」がそれに当たります。この表のところに、例えば市町村の下に指定が入ると分かりやすくなるのであれば、指定と入れることも可能です。

委員 例えば指定は丸を付けるとか。

事務局 四角で囲まれたところが指定となっています。

委員 全部そうですか。

事務局 はい。

委員 では、「障害福祉サービス」の部分は「指定」を入れて「指定障害福祉サービス」とした方が分かりやすいです。

事務局 指定障害福祉サービスは法律用語でありますので、統一する方向で調整させて頂ければと思います。また、30 ページの「基幹相談支援センター」ですが、用語集にそれについての説明があります。それによると、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を実施する基幹で、具体的な業務は、身近な地域の相談支援事業者で対応できない個別事例への対応および地域の相談支援の中核的な役割を基本としつつ、地域の実情に応じて実施することとされておりますので、そういった内容の相談支援センターを設置していくということになります。

事務局 昨年作った4期の障害福祉計画の中で28年度までに頑張ろうということでそのようにしたが、どうしても今回作る計画はそれと整合性がないといけないということで、文言としては28年度となっております。現状の中で29年に頑張っていきたいと思っている地域生活支援拠点が、いわゆる支援拠点になりますので、事業者での説明で手を挙げてくれるところがあるか分からないのですが、そういった基幹的な相談を含めた総合地域生活支援拠点という形で整備ができる方向で検討しています。

委員 そうすると28年度中と書き切ってしまうと問題ではないですか。

事務局 最初は29年の計画という表現にしたのですが、チェックが入りまして、前の計画よりも障害者計画の方が上位であるため、それと数字がずれるのはよろしくないとのことだった。

委員 しかし、できそうにもないことであるので、せめて28～29年度としてはいかがか。

事務局 当初は確かそういった表現だったのですが、それではよろしくないと言われてしまい、前回8月にお示ししたのから大分内容的に変えざるを得なかった部分がありました。

委員 委員長はいかがお考えですか。委員長の裁量で何か決めてください。

委員長 前の計画とこれが合わないということで、計画の整合を取らないといけないということでしょうが、できないことをここに改めて書くというのはいかがなものか

と思います。策定の順番が問題であることは理解していますが、上位計画であるこの計画と昨年策定した障害福祉計画の値が合わなくても、実際できないことはできないというのが当委員会の意見であると思います。

事務局 では、そういった委員会からの意見ということで再度、来週の会議に臨んでみたいと思います。整合性という部分はありますが、当初の表現に近いような形にしたいと思います。

委員長 28年度中に実現できればそれに越したことはないのですが、ここまで具体的に書き切ってしまうと、それこそ計画そのものをただ立てればよいということはこの委員会で認めることになると思いますので、ぜひ実際に則した数字にしていきたい。

委員 28年度と書いているのを29年度にはっきり直してしまえば良いと思います。そういうやり方もあるのではないのでしょうか。

委員 8月の原案のように4期計画期間中ということであえば全部収まっているわけなので、あれに戻るのが一番妥当だろうと思います。

事務局 頑張ります。

委員長 私からは非常に細かいことなのですが、何点か申し上げたいと思います。11ページの(3)の「障害程度区分」については、今は支援区分なので「障害支援区分」に直した方が良いと思います。また、障害支援区分の位置付けなのですが、今の制度は手帳を持っているというよりもこの障害支援区分が実際にサービスを利用する際にまず必要な手続ということなので、用語の説明のところにも障害支援区分というのをできれば細かく書いて頂いた方が良いと思います。続いて、この合計のところですが、決定者数は障害支援区分の審査会の案件だと思いますが、ただ、これだと3障害合わせてこの人数になっており個々の障害の人数は分かりません。可能であれば、現在市で区分を受けられている人が障がいごとに何名で、トータルで例年増えているのか、どれくらい増えているのかというようなことについてのデータの掲載をご検討頂ければと思います。続いて、30～31ページについては、丁度来年、障害者差別解消法というのができて、できる限りの配慮をなさいたいことになるので、全体として、「障がい者に対するできる限りの配慮をいろいろなところで考えていきたいと思います」ということが、スローガンのように良いので書き込みめれば良いと思います。また、31ページの下から3つ目のところの「障がい者サービスの実施」というのは、障害者が図書館等を使いやすいようにするという内容に対してこの施策名は大きすぎると思います。続いて38ページに円グラフが2つ入っていますが、これは具体的な年齢だけで良いと思いますし、そもそもなくても良いと思います。続いて48ページのところの「③当事者団体の育成・支援」ですが、当事者団体を育成するというのを計画に書くよりも、活動支援の方が良い気がします。以上です。

事務局 先ほど来いろいろご意見を頂いてありがとうございます。この後説明があると思いますが、パブリック・コメントが12月15日からの予定です。来週に庁内の会議に挑んでいくわけですが、それまでの間でも委員の皆様で気が付いた点があれば、

- 今週中にご指摘頂ければ、それについては検討をさせて頂きたいと思っています。
- 委員 資料2「白井市障害者計画(素案)に対する意見」の3ページ目に、「家族会に対する支援を記載した」とありますが、どのあたりに書いてありますか。「当事者団体の育成・支援」のところに家族支援も入るのかとか思っていたのですが書いていないので。
- 事務局 家族に対する支援については、例えば30ページの「一般相談の充実」のところにも「障害のある人とその家族」という表現があり、障がい者団体についてもやはり家族会に対する支援がありますので、そのあたりで読み取れるかなということで、特別に書き込みは控えさせて頂きました。
- 委員 私としては控えないで入れておいてほしいです。
- 委員 私としては一項目起こして頂ければありがたいです。当事者の支援は当然なのですが、家族の支援も非常に求められるというのが実情です。これだけを取り出して一項目を立てるかどうかは別として、ついでに書いているという書き方ではなくて、やはり家族の支援が非常に重要なのだと読み取れるような取り上げ方をどこかでして頂ければありがたいと思います。
- 事務局 一項目をそこで新たに増やすか、違うところ、例えば障害者団体のところで書き込みを膨らませるか、やり方がいろいろありますので検討させて頂きたいと思います。
- 委員 30ページの「健康管理等訪問相談体制の充実」について、前回8月の原案では単に「訪問相談体制の充実」だったのですが、なぜここに「健康管理等」とつけたのでしょうか。ない方が望ましいと思います。というのは、精神の関係で言えば引きこもっている人が非常に多い。その引きこもり対策として、訪問系サービスというのは非常に重要で効果を上げるとしています。それは何も健康管理を主体としたものだけではなくて、むしろ困り事相談など、生活全般にまたがる相談がかなりウエイトを占めています。もちろん健康管理もやって頂くのですが、どちらかと言えば社会との接点として非常に大きな効果を上げ得るのではないかと、私個人の経験からしても考えまして、敢えて「健康管理等」と範囲を狭めるような表現を付け加える必要はないのではないかと思います。
- 事務局 これについては、訪問だけという表記だと意味がよく分からないのではないかと、内部からの指摘があり、「健康管理等」に修正しました。当初の表現に直す方向で再度調整をさせて頂きたいと思います。
- 委員長 それ以外に何か。先ほど事務局のお話ですと、今週いっぱいぐらい委員の方々から直接ご意見等と言う機会があるそうですが。
- 事務局 今回本当にぎりぎりまで調整に時間を頂いて、この素案をお示しするのが遅くなってしまって申し訳ございませんでした。その関係でまだ今日だけでなく、短い期間ですがお時間を取らせて頂いて、ご意見を頂くような形で進めたいと思います。今週中ぐらいに頂ければ、その部分に対応した状況で24日の会議に挑みたいと考えているところでございます。
- 委員長 では他に無いようでしたら、お気づきの点については個々に直接事務局の方にお

願います。

事務局 FAXかメールかなど形式は問いませんが、記録に残る形で頂けると嬉しいです。
電話だとなかなか難しいところがありますので。

委員長 この素案については、今日の段階で皆さんに頂いたご意見をできる限り素案の中に反映をして頂ける、プラス今週いっぱい、委員の皆様方のご意見も事務局の方に直接お寄せ頂ければできる限り素案に反映をしたうえで、来週の庁内の会議の方に出すということによろしいですか。

事務局 頑張ります。

(3) その他

・ 事務局より、資料3について説明があった。

委員長 ただいま事務局の方からこれからのスケジュールについての説明がありましたけれども、このスケジュール等について何か委員の方からありますか。

委員 スケジュールではないのですが、白井市は何か計画を立てるとパブコメをやりませんが、大体パブリック・コメントで変わったことはないです。庁内策定委員会には柔軟に対応してもらって、市民からの意見をちゃんと聞き、意見を採り入れないなら入れない理由をきちんと出して欲しいのです。木で鼻を括ったような答えが書いてあったりするので、パブリック・コメントというものをやりましたというだけみたいなどころがあると感じます。少し前まではそうではなかったのですが、段々硬化してきているのです。それは止めて頂きたいと思います。

事務局 なるべくそういった形でできればと思います。

委員長 他に無いようでしたら、私から改めてお願いですが、今週いっぱい事務局の方にお気づきの点等がありましたら、なるべくFAXかメールという形でご意見をお寄せ頂ければと思います。それでは第10回の策定委員会を終えたいと思います。

◇ 閉 会

・事務局より閉会が宣言された。

以上